

医療法人社団 明寿会 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一体型)

医療法人社団 明寿会では、職員が仕事と子育て・介護を両立しながら安心して働き続けることができ、すべての職員が能力を十分に発揮できる職場環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2 内容

目標1

計画期間内における男性の育児休業取得率を80%以上とする。

【取組内容】

- ・育児休業制度について職員へ周知を行う。
- ・男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを行う。
- ・配偶者の妊娠・出産の報告があった職員に対し、個別に制度説明を行う。
- ・管理職に対し、制度の理解促進を図る。

【実施時期】

- 令和8年 4月～ 育児休業制度の内容整理および職員への周知
- 令和8年 4月～ 配偶者の妊娠・出産報告時の個別説明の実施
- 令和8年 10月～ 管理職への制度理解促進の実施
- 令和9年 4月～ 育児休業を取得しやすい職場環境整備の継続実施

目標2

職員一人あたりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を10時間未満とする。

【取組内容】

- ・業務の効率化及び業務分担の見直しを行う。
- ・時間外労働の状況を定期的に確認する。
- ・時間外労働削減に向けた職場意識の向上を図る。

【実施時期】

- 令和8年 4月～ 時間外労働の状況把握
- 令和8年 7月～ 業務分担・業務内容の見直しの検討
- 令和9年 4月～ 業務改善の実施
- 令和9年 10月～ 取組状況の確認および必要に応じた見直し

目標3

男女の賃金の差異を10%以内とする。

【取組内容】

- ・男女の賃金差異の状況を把握・分析する。
- ・評価制度や賃金制度の適正な運用を行う。

【実施時期】

- 令和8年 4月～ 男女の賃金差異の把握・分析
- 令和8年 10月～ 評価制度・賃金制度の運用状況の確認
- 令和9年 4月～ 必要に応じた制度運用の見直し